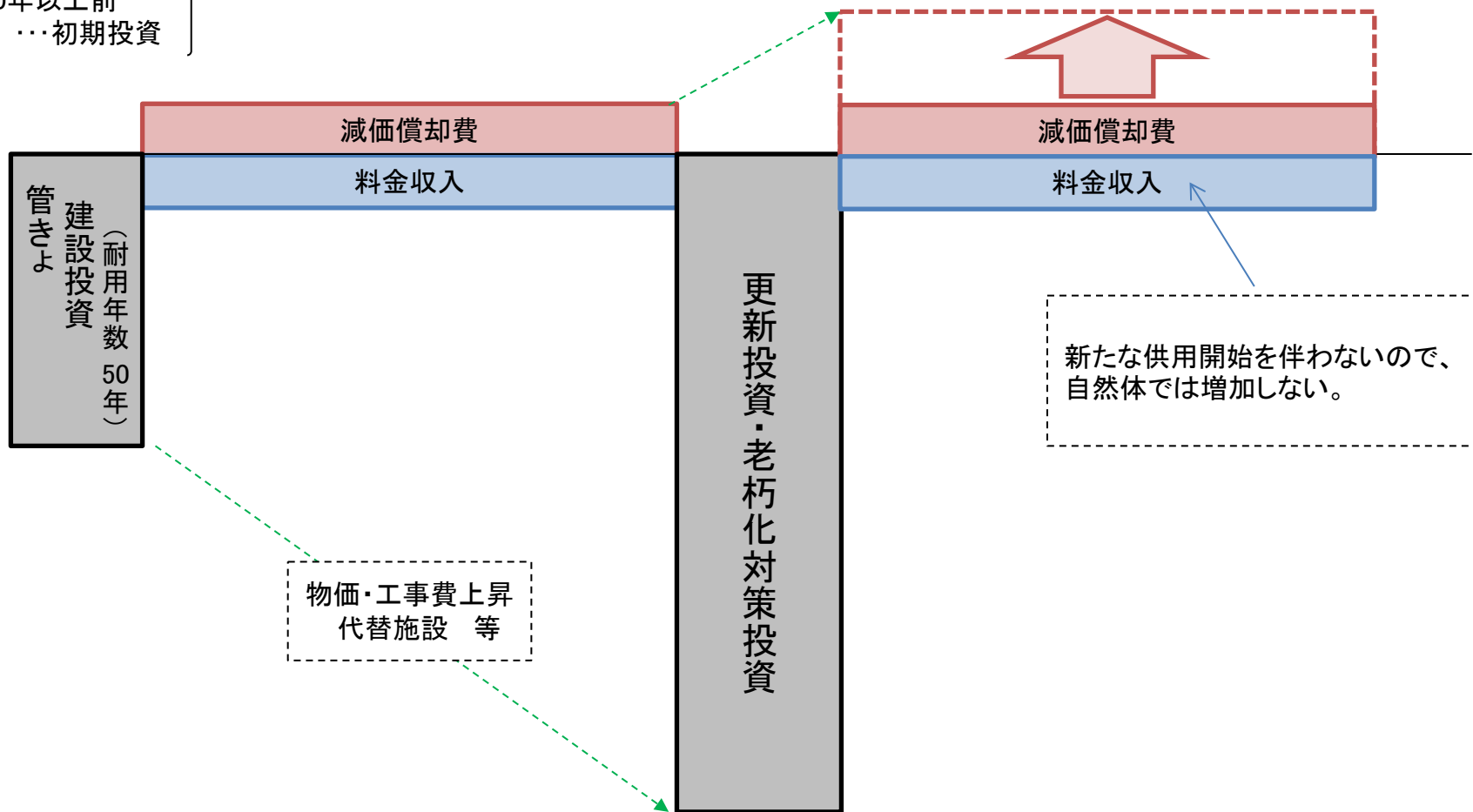


更新等投資による減価償却費の上昇イメージ

(管きよの場合)

〔 50年以上前
…初期投資 〕

〔 更新等の投資集中 → 減価償却費が急激に上昇 〕



積立金制度の概要及び決算額の推移

○平成23年の地方公営企業会計制度の見直しにおける資本制度の改正関係の概要

	利益の処分
改正前	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可
改正後	条例又は議決により可



○地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)

(剰余金の処分等)

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

○地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)

(特定目的の積立金)

第二十四条 法第三十二条第二項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

○地方公営企業法施行規則(昭和二十七年法律第二百九十二号)

(勘定科目の区分)

第三条

2 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表並びに民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない。

款	項	目
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)

事業別利益剰余金の状況(平成25年度)

(上段:事業数 下段:決算額 単位:百万円)

	利益剰余金									
		うち未処分 利益剰余金	うち 当期純利益	うち 未処理 欠損金(△)	うち 当期純損失 (△)	うち 積立金	うち 減債 積立金	うち 利益 積立金	うち 建設改良 積立金	うち その他 積立金
公共	230	136	167	94	61	62	55	6	21	0
	5,379	114,972	100,320	139,181	7,908	29,588	19,838	801	8,949	0
特環・集排*1	212	72	98	140	112	19	17	1	5	0
	△50,705	5,958	2,738	57,129	6,055	466	448	△36	54	0
浄化槽*2	36	12	13	24	22	1	1	1	0	0
	△584	44	16	631	266	2	0.8	1.5	0	0
合計	478	220	278	258	195	82	73	8	26	0
	△45,910	120,974	103,073	196,941	14,229	30,056	20,287	767	9,003	0

*1.特環とは、特定環境保全公共下水道のこと。集排とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、及び小規模集合排水処理施設のこと。

*2.浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと。

建設改良積立金を積み立てている団体の積立て目的(総務省聞き取り結果)

団体名	人口密度区分	建設改良積立金		備考(積立額の考え方等)
		積立額(千円)	目的	
A市	114.9	1,632,449	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の更新に備えている ・主に処理場、ポンプ場の更新(建て替え) 	・積立額の目標値を決めているわけではない
B市	79.7	828,376	<ul style="list-style-type: none"> ・道路陥没対策 	・積立額の目標値を決めているわけではない
C市	76.3	790,000	<ul style="list-style-type: none"> ・H30以降の更新に備えている ・取り崩し実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・H30以降平均9億円の更新費用(コンサルに委託し算定)が発生することを想定 ・積立額の目標値を決めているわけではない
D市	68.2	17,740	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な使用目的があるものではない(結果的に更新に充てることとなる) 	・積立額の目標値を決めているわけではない
E市	55.9	45,000	<ul style="list-style-type: none"> ・主に管路延長に利用するもの 	・積立額の目標値を決めているわけではない
F市	40.8	2,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な利用目的は決めていない ・今後の更新に備えている 	・積立額の目標値を決めているわけではない
G市	31.6	170,000	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の更新に備えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度コンサルに委託し、今後の更新事業に係る費用等について検討 ・積立額の目標値を決めているわけではない
H町	18.2	216,207	<ul style="list-style-type: none"> ・管路延長に利用することを想定 	・積立額の目標値を決めているわけではない
I市	15	80,000	<ul style="list-style-type: none"> ・補修、修繕に充てることを想定 	・積立額の目標値を決めているわけではない

○地方公営企業の料金設定の考え方

(地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱い(基本通達)(抄))

- 地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること(法第21条第2項)。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

○下水道事業

・使用料の基本原則

能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること(下水道法第20条第2項第2号)。

・具体的な算入項目

「下水道使用料算定の基本的考え方(日本下水道協会)」より

i 維持管理費

人件費、薬品費、修繕費、委託料等

ii 資本費

(法適)

減価償却費、企業債等支払利息等

(法非適)

地方債元利償還費等

○水道事業

・水道料金の基本原則

料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること(水道法第14条第2項第1号)。

・具体的な算入項目

「水道料金算定要領(日本水道協会)」より

i 営業費用

人件費、薬品費、修繕費、減価償却費等

ii 資本費用

支払利息、※資産維持費

※資産維持費

事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率(3%)